

赤十字標章及び衛生要員の身分証明書の取扱いに関する達

昭和40年10月1日

陸上自衛隊達第92-11号

改正	昭和41年3月12日達第122-57号 昭和45年2月19日達第122-70号 昭和47年3月21日達第92-11-1号 昭和49年1月12日達第122-94号 昭和53年1月13日達第122-108号 昭和60年12月21日達第122-124号 昭和63年4月8日達第92-11-3号 平成10年3月20日達第92-11-4号 平成12年3月27日達第92-11-6号 平成19年1月9日達第122-215号 平成31年4月19日達第122-302号	昭和43年12月18日達第32-3号 昭和46年7月22日達第122-81号 昭和48年3月6日達第99-7-3号 昭和50年12月5日達第122-103号 昭和57年4月30日達第122-119号 昭和61年6月16日達第92-11-2号 平成元年2月10日達第122-127号 平成11年3月23日達第92-11-5号 平成18年7月26日達第122-211号 平成21年2月3日達第122-230号 令和5年3月14日達第92-11-7号
----	--	--

赤十字標章及び衛生要員の身分証明書に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第32号）第13条の規定に基づき、赤十字標章及び衛生要員の身分証明書の取扱に関する達を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 天野 良英

赤十字標章及び衛生要員の身分証明書の取扱いに関する達

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 赤十字標章（第6条—第11条）
- 第3章 衛生要員の腕章及び特別要員の腕章の発行、補給及び保管等（第12条—第14条）
- 第4章 衛生要員の身分証明書及び特別要員の身分の証明（第15条—第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、陸上自衛隊の部隊等（陸上幕僚監部、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院、自衛隊体育学校及び自衛隊地方協力本部を含む。）における赤十字標章の使用並びに衛生要員又は特別要員の指定、これらの者の腕章の発給及び身分証明書の発行等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この達において衛生活動とは、傷害及び病者の搜索、収容、輸送若しくは治療、看護又は疾病の予防等のために行う行動及び衛生資材の補給整備並びに衛生部隊又は衛生施設若しくは傷者及び病者を直接の脅威から防護するためによる所要の行動をいう。

（衛生要員の指定）

第3条 赤十字標章及び衛生要員等の身分証明書に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第77号。以下「訓令」という。）第3条第1項に規定する腕章（以下「衛生要員の腕章」という。）の発給を受ける者（以下「衛生要員」とい

う。)は、別紙第1に掲げる者とする。

(特別要員の指定)

第4条 訓令第4条第1項に規定する腕章(以下「特別要員の腕章」という。)の発給を受ける者(以下「特別要員」という。)は、陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達(陸上自衛隊達第110-1号(40.3.18))第6条第2項第3号に定める補助担架員教育を終了した者とする。

(衛生部隊及び衛生施設の指定)

第5条 訓令第5条第1項に規定する旗(以下「赤十字旗」という。)を掲揚することのできる衛生部隊及び衛生施設(以下「衛生部隊等」という。)は、別紙第2に掲げる部隊等とする。

第2章 赤十字標章

(衛生活動に使用する装備品等の紋章の表示)

第6条 衛生部隊等が保有する装備品等のうち別紙第3に掲げる装備品等(小型トラック、中型トラック、大型トラック及びダンプトラックを除く。)には同別紙に定める規格及び表示方法により白地に赤十字の紋章(以下「紋章」という。)を常に表示しなければならない。ただし、衛生活動以外の目的にこれを使用する場合は、使用に先立ち塗装その他の方法により紋章を完全に抹消又は削除しなければならない。

2 部隊等の長は、当該部隊等が装備する車両を衛生活動に使用する場合はその期間中当該車両に別紙第3に定める要領により紋章を表示することができる。

(衛生要員の腕章)

第7条 部隊等の長は、訓令第3条第3項に定める場合のほか次の各号に該当し、かつ、必要と認めるときは衛生要員に訓令別表第1に定める腕章の着用を命ずるものとする。

- (1) 自衛隊法(昭和29年法律第165号。以下「法」という。)第100条第1項に基づいて実施する工事及び法附則第4項に基づいて実施する不発弾等の処理のための衛生支援を行うとき。
- (2) 自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第121条第2項に基づき防疫事業又は医療事業に従事するとき。
- (3) 式典又は運動競技会等の救護等に従事するとき。

2 衛生要員の腕章は、陸上幕僚長が発行したもの以外のものを着用させてはならない。

(特別要員の腕章の着用)

第8条 部隊等の長は、特別要員を衛生活動に従事させる場合において必要と認めるときは、訓令別表第2に定める腕章の着用を命ずるものとする。

2 前条第2項の規定は、特別要員に腕章を着用させる場合に準用するものとする。

(赤十字旗の掲揚)

第9条 衛生部隊等は、法第6章に基づき行動する場合若しくはそのための訓練を行う場合又は第7条第1項の各号に該当する場合は赤十字旗を掲揚するものとする。

2 赤十字旗の規格は、別紙第4のとおりとする。

(衛生部隊等の建造物に表示する標識の使用)

第10条 衛生部隊等は、前条第1項の場合には、訓令第5条第2項に規定する標識(以下「標識」という。)を使用することができるものとする。

2 標識の規格及び表示の方法は、別紙第5のとおりとする。

(赤十字標章の濫用防止)

第11条 部隊等の長は、装備品等に表示する紋章及び衛生要員又は特別要員の腕章並びに衛生部隊等に掲揚又は表示する赤十字旗若しくは標識の使用を適切にし、その濫用の防止を図らなければならない。

第3章 衛生要員の腕章及び特別要員の腕章の発行、補給及び保管等
(発行及び補給)

第12条 陸上幕僚長が発行する衛生要員及び特別要員の腕章は、陸上自衛隊補給統制本部長が部隊等に補給するものとする。

2 陸上自衛隊補給統制本部長は、衛生要員及び特別要員の腕章の種別ごとに各一連の登録番号を腕章の表面右上すみに付するものとする。

3 陸上自衛隊補給統制本部長は、補給した衛生要員及び特別要員の腕章の登録番号並びに腕章の亡失及び廃棄の状況について常に明らかにしておかなければならぬ。

(保管)

第13条 部隊等の長は、衛生要員又は特別要員の腕章をかぎのかかる容器に保管しなければならない。

(亡失又は廃棄した場合の処置)

第14条 部隊等の長は、衛生要員又は特別要員の腕章を亡失したとき若しくは破損等のため廃棄したときは、速やかに陸上自衛隊補給統制本部長に当該腕章の登録番号を明らかにして亡失又は廃棄を通報しなければならない。

第4章 衛生要員の身分証明書及び特別要員の身分の証明

(身分証明書の発行及び交付)

第15条 訓令第8条第1項に規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）は、隊員が衛生要員になったとき発行するものとし、その様式及び記載の要領は、別紙第6のとおりとする。

2 前項の身分証明書の交付を行う者（以下「交付責任者」という。）は、陸上幕僚監部及び自衛隊中央病院又は自衛隊体育学校に所属する隊員にあっては陸上幕僚長、その他の部隊等に所属する隊員にあってはその駐屯地を警備区域とする方面隊の方面総監とする。

(身分証明書の発行申請)

第16条 部隊等の長は、隊員が衛生要員になったときは駐屯地業務隊長（駐屯地業務隊を置かない駐屯地にあっては駐屯地業務を担当する部隊等の長とし、中央業務支援隊長を含む。以下同じ。）から身分証明書用紙（2部）を受領し、所要の記入及び指紋の押なつを行い、本人の写真をはり付け、当該隊員の所属、階級（級）、氏名、職種（自衛官のみ）及び認識番号（自衛官のみ）を明らかにして交付責任者に身分証明書の発行を申請するものとする。

(身分証明書の返納)

第17条 部隊等の長は、衛生要員たる隊員が衛生要員の資格を失った場合は直ちに当該隊員に係る身分証明書を回収してその副本とともに交付責任者に返納しなければならない。ただし、所属を異にする補職替え又は配置替えを命ぜられた隊員が補職替え又は配置替え先で衛生要員となることが人事発令その他により明らかな場合は回収しないものとする。

(回収した身分証明書の取扱)

第18条 交付責任者は、前条の規定により身分証明書の返納を受けたときはこ

れを3箇月ごとに取りまとめ陸上幕僚長に送付するものとする。

(浮出印の規格及び様式)

第19条 訓令第8条第3項に規定する陸上幕僚監部の浮出印の規格及び様式は、別紙第7のとおりとする。

(身分証明書用紙及び浮出印の補給)

第20条 身分証明書の用紙は、陸上幕僚長から方面総監及び自衛隊中央病院長に送付し、方面総監は、駐屯地業務隊長に送付するものとする。

2 浮出印は、陸上幕僚長が交付責任者に送付するものとする。

(陸上自衛隊身分証明書等取扱規則の準用等)

第21条 陸上自衛隊における身分証明書等の取扱いに関する達（陸上自衛隊達第32-3号（43.12.18））第2章の規定は、この達に定めるもののほか身分証明書の発行、交付及び取扱手続等についてそれぞれ準用するものとする。

(特別要員の身分の証明)

第22条 部隊等の長は、隊員が第4条に該当するに至ったときは、当該隊員が所持する陸上自衛官身分証明書又は事務官等身分証明書の裏面※欄に訓令第12条に規定する事項を別紙第8の例により記載し、認証を行うものとする。

附 則（抄）

1 この達は、昭和40年10月1日から施行する。

附 則（昭和41年3月12日陸上自衛隊達第122-57号）

この達は、昭和41年4月1日から施行する。ただし、阪神地区病院にかかる規定は昭和41年2月21日から適用する。

附 則（昭和43年12月18日陸上自衛隊達第32-3号抄）

1 この達は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年2月19日陸上自衛隊達第122-70号）

この達は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年7月22日陸上自衛隊達第122-81号）

1 この達は、昭和46年7月24日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和47年3月21日陸上自衛隊達第92-11-1号）

この達は、昭和47年5月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月6日陸上自衛隊達第99-7-3号抄）

1 この達は、昭和48年3月19日から施行する。

附 則（昭和49年1月12日陸上自衛隊達第122-94号）

この達中、第1条、第6条及び第7条の規定は昭和49年1月21日から、その他の規定は同年3月26日から施行する。

附 則（昭和50年12月5日陸上自衛隊達第122-103号）

この達は、昭和50年12月16日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122-108号）

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122-119号）

1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。

2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。

3 この達施行の際現に保有する旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して

使用することができる。

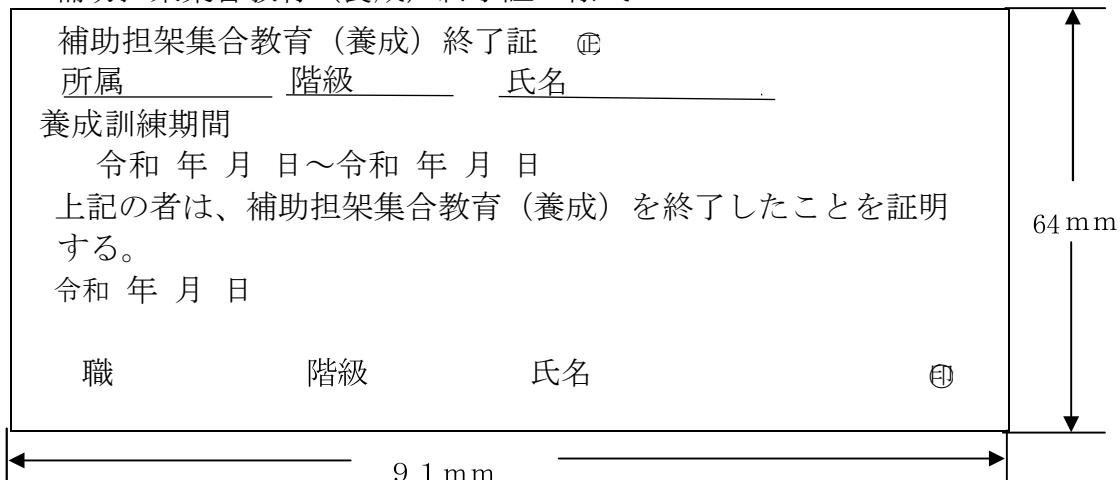
附 則（昭和60年12月21日陸上自衛隊達第122-124号）

- 1 この達は、昭和60年12月21日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に使用している旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和61年6月16日陸上自衛隊達第92-11-2号）

- 1 この達は、昭和61年7月1日から施行する。
- 2 特別要員の身分の証明及び認証の記載ができない場合には、改正後の別紙第8の規定にかかわらず、当分の間、次の補助担架員集合教育（養成）終了証をもって代えることができる。

補助担架集合教育（養成）終了証の様式



備考

- 1 正副各1部を作成し、正本は当該隊員に交付し、副本は人事記録書類に入れ、身分証明書副本とともに収納保管する。
- 2 規格は、身分証明書と同じとする。

附 則（昭和63年4月8日陸上自衛隊達第92-11-3号）

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則（平成元年2月10日陸上自衛隊達第122-127号）

- 1 この達は、平成元年2月10日から施行し、同年1月8日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の用紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成10年3月20日陸上自衛隊達第92-11-4号）

この達は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成11年3月23日陸上自衛隊達第92-11-5号）

この達は、平成11年3月29日から施行する。

附 則（平成12年3月27日陸上自衛隊達第92-11-6号）

この達は、平成12年3月28日から施行する。

附 則（平成18年7月26日陸上自衛隊達第122-211号）

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 9 日陸上自衛隊達第 122-215 号）

この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122-230 号）

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 19 日陸上自衛隊達第 122-302 号）

1 この達は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有する旧様式の用紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 14 日陸上自衛隊達第 92-11-7 号）

この達は、令和 5 年 3 月 14 日から施行する。

別紙第1（第3条関係）

衛生要員

- 1 陸上幕僚監部の衛生部長並びに自衛隊札幌病院長、自衛隊仙台病院長、自衛隊阪神病院長、自衛隊福岡病院長、自衛隊熊本病院長及び陸上自衛隊衛生学校校長
- 2 陸上自衛隊編制によって職種を衛生科に指定された自衛官をもって充てることとされている職にある自衛官（陸上自衛隊化学学校研究員及び陸上自衛隊幹部候補生学校教官を除く。）
- 3 自衛隊中央病院に所属する陸上自衛隊の隊員（教育所属中の隊員（医官等初任実務研修中の隊員を除く。）及び職能補導所入所中の隊員を除く。）
- 4 自衛隊札幌病院、自衛隊仙台病院、自衛隊富士病院、自衛隊阪神病院、自衛隊福岡病院、自衛隊熊本病院、自衛隊那覇病院及び陸上自衛隊関東補給処用賀支処に所属する隊員で第1項及び第2項に該当しない者
- 5 陸上自衛隊幹部候補生学校、陸上自衛隊高射学校、陸上自衛隊航空学校、陸上自衛隊施設学校、陸上自衛隊通信学校、陸上自衛隊武器学校、陸上自衛隊需品学校、陸上自衛隊補給統制本部、陸上自衛隊北海道補給処、陸上自衛隊関西補給処及び陸上自衛隊九州補給処の総務部衛生課に所属する事務官等
- 6 陸上自衛隊補給統制本部、陸上自衛隊北海道補給処、陸上自衛隊東北補給処、陸上自衛隊関西補給処及び陸上自衛隊九州補給処の衛生部に所属する事務官等
- 7 中央業務支援隊の衛生科に所属する事務官等
- 8 陸上自衛隊富士学校総務部及び陸上自衛隊航空学校宇都宮分校の衛生業務要員に指定された事務官等
- 9 駐屯地業務隊衛生科に勤務する隊員で第2項に該当しない者
- 10 その他陸上幕僚長が衛生活動に専従する要員として指定した者

別紙第2（第5条関係）

衛生部隊及び衛生施設

区分	対象	
衛生部隊	1	陸上自衛隊編制に基づき編制された衛生隊、衛生小隊、衛生班及びその構成部隊
	2	衛生活動を任務とし、かつ職種を衛生科に指定された自衛官を基幹として臨時（訓練の場合を含む。）に編成された部隊及びその構成部隊
	3	陸上自衛隊編制に基づき編成された部隊（第1号に規定する部隊を除く。）の衛生要員又は第1号及び第2号に規定する部隊が運営する野外病院、野戦病院、収容所、救護所、衛生補給（交付）所、救急車積込所、患者集合所等で現に衛生要員が勤務あるいは傷者又は病者を収容中のもの
衛生施設	4	自衛隊中央病院及び陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院
	5	陸上自衛隊北海道補給処衛生部、陸上自衛隊東北補給処衛生部、陸上自衛隊関東補給処用賀支処、陸上自衛隊関西補給処衛生部及び陸上自衛隊九州補給処衛生部
	6	駐屯地及び分屯地の医務室

別紙第3（第6条関係）

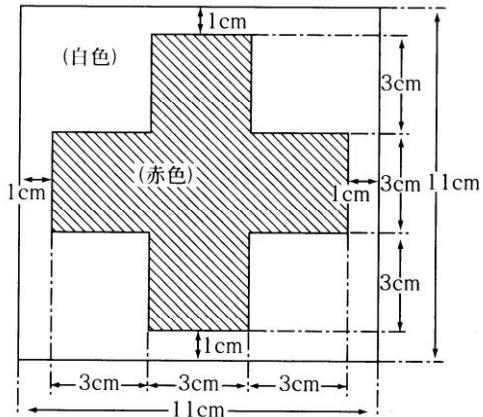
装備品等に表示する赤十字の紋章

品名	表示の位置・寸法		表示方法
	位置	寸法	
救急セット、治療セット、医療事務セット、自動呼吸器、歯科治療セット、衛生器材修理セット、病室用具セット、臨床検査セット、野外手術灯、野外高圧滅菌器、野外煮沸消毒器、消毒セット、防疫検査セット、手術補助用具セット、背負型動力噴霧器、野外X線装置	外箱の両側面、前面、上面及び後面の中央部	付紙第1の(大)による。	白地の部分は白色塗料、赤十字の部分は赤色塗料を使用して塗装する。
野外電気冷蔵庫	扉の外側上部及び両側面上部		
車載型動力噴霧器	薬液タンク両側面中央部		
ガソリンバーナ、野外吸引排出装置、救急箱車両搭載用	外箱のふたの外側中央部	付紙第1の(小)による。	白色の部分は白色布地で、赤十字の部分は赤色布地で作成したものを縫いつける。
医官用医療のう、救護用医療のう、歯科用医療のう	ふたの外側中央部		
福木セット、野外患者用マットレス	収納ケースの外側中央部両面		
11/2 t 救急車	付紙第2による。		
救急車(4×2)	付紙第3による。		
手術車、手術準備車、滅菌車、衛生補給車	付紙第4による。		
小型トラック	1 別紙第5の標識を機関覆いの上に展張するか又はさおに結びつけて適宜の位置に掲げる。 2 標識は大きさを1m以下にすることができる。		
中型トラック、大型トラック、ダンプトラック	付紙第2から付紙第4に示す表示に準じて、車両の両側面、上面、要すれば前・後面に表示		
備考	1 装備品等の梱包資材に表示する場合は、外装の形状に応じる装備品等の表示方法に準じて表示することができる。 2 他の表示方法で表示することが適當と認められる場合は、容易に消滅しない材料を用いて表示することができる。		

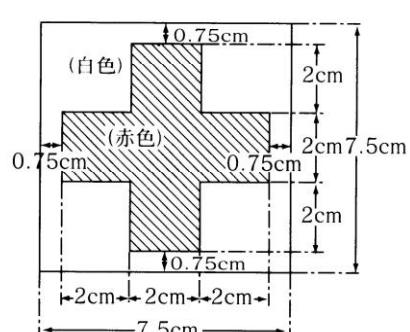
別紙第3付紙第1

車両以外の装備品等に表示する紋章

(大)

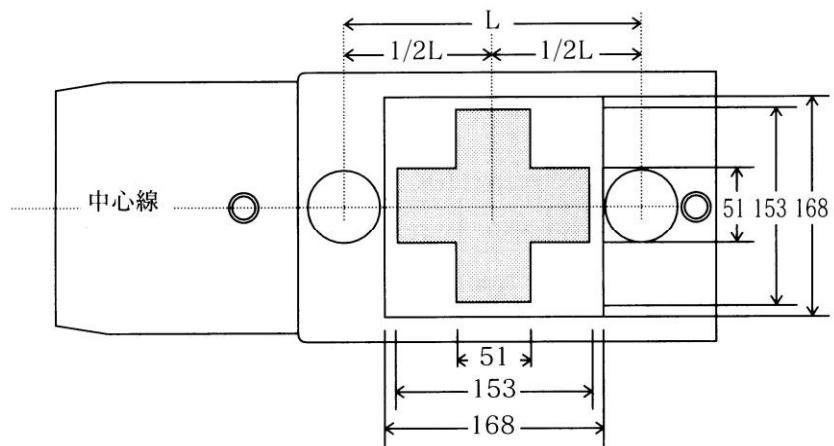


(小)

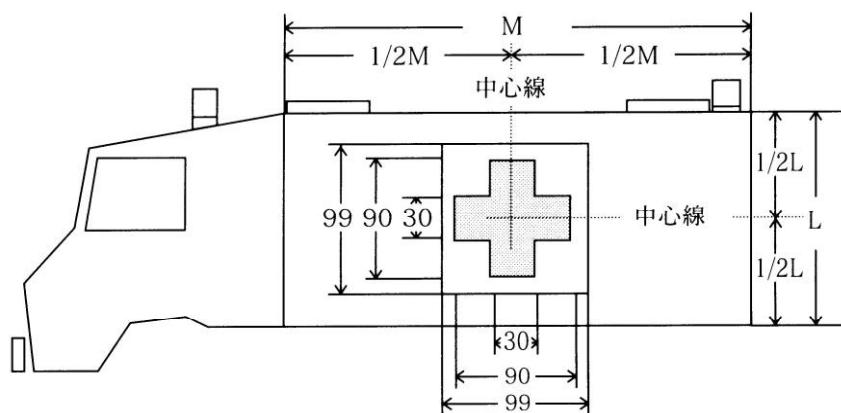


11/2 t 救急車の紋章 単位cm

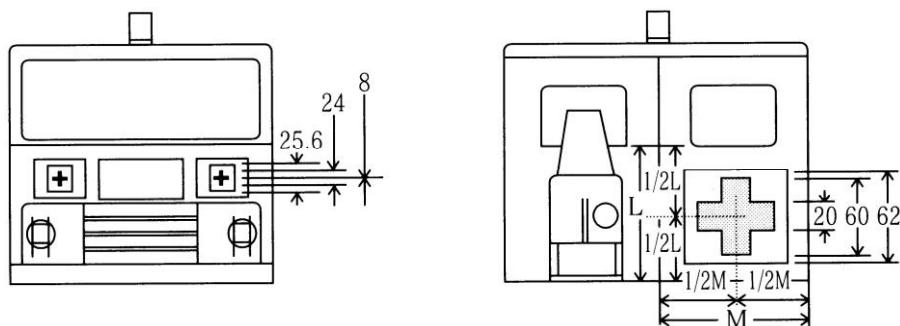
(1) 上面



(2) 兩側面



(3) 前面 (4) 後面

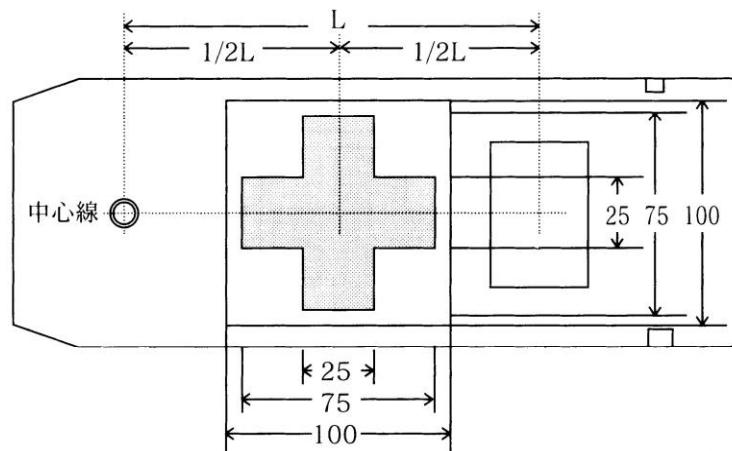


表示方法 白地の部分は白色塗料を、赤十字の部分は赤色塗料を使用して塗装する

別紙第3付紙第3

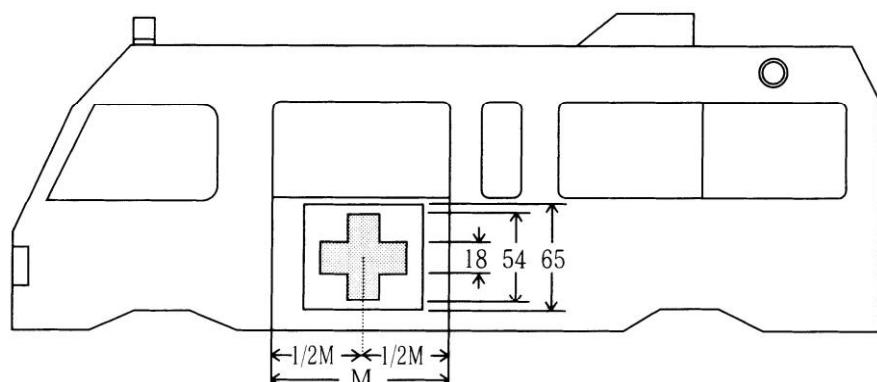
救急車(4×2)の紋章 単位cm

(1) 上面



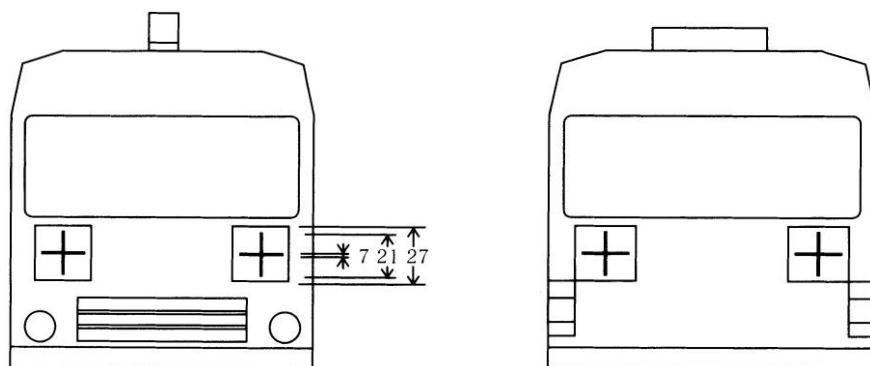
(2) 両側面

※右側面は正反対側



(3) 前面 (4) 後面

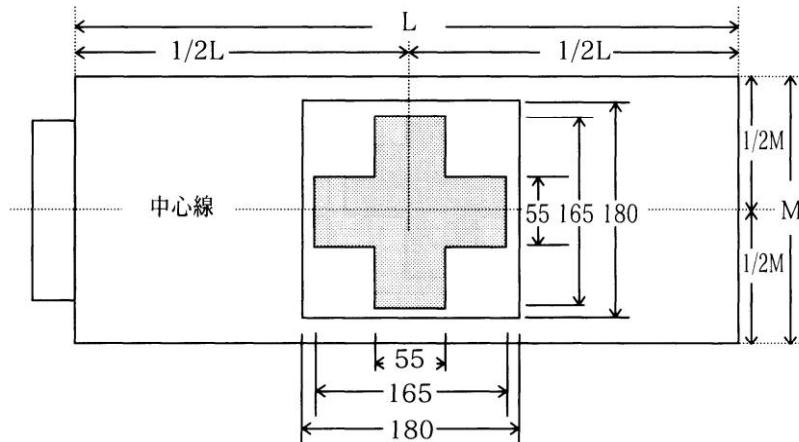
※前後面左右は同一規格



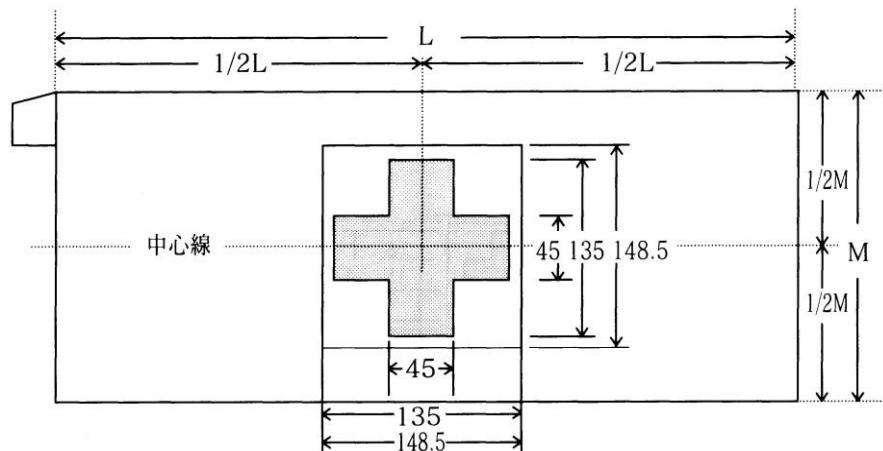
表示方法 白地の部分は白色塗料を、赤十字の部分は赤色塗料を使用して塗装する。

手術車、手術準備車、滅菌車及び衛生補給車の紋章 単位cm

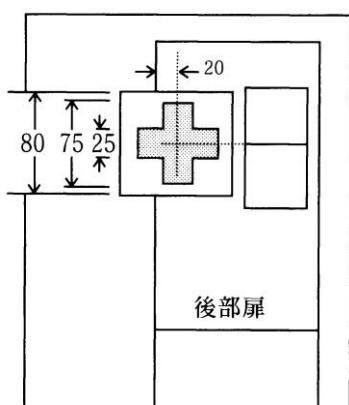
(1) 上面



(2) 両側面



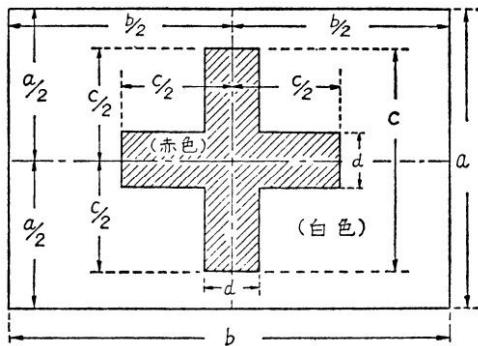
(3) 後面



表示方法 白地の部分は白色塗料を、赤十字の部分は赤色塗料を使用して塗装する。

別紙第4（第9条関係）

赤十字旗の規格



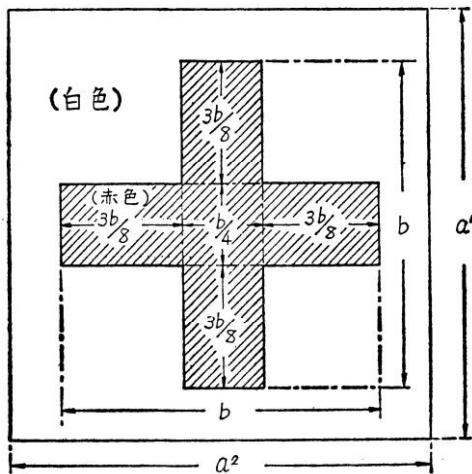
区分		寸法			
		a	b	c	d
衛生部隊用	別紙第2の衛生部隊に掲げる。	メートル 1.000	メートル 1.500	メートル 0.750	メートル 0.188
衛生施設用	別紙第2の衛生施設、野外病院及び野戦病院並びに師団収容所及び旅団収容所に掲げる。	メートル 2.300	メートル 3.450	メートル 1.725	メートル 0.431

- 備考：1 地質は、白色の防水性の布とし、赤十字を旗面の中央に染め出す。
 2 衛生施設用の旗は、旗頭の各端及び中央の3箇所に結びひもをつける。
 3 衛生部隊用の旗は、旗頭を袋状のさお通しとし、その各端に結びひもをつける。

別紙第5（第10条関係）

衛生部隊及び衛生施設の建造物等に表示する標識

標識の規格は、下の図によるものとする。



各部の寸法	a^1	1m以上とする。
	a^2	a^1 と a^2 の比は1~1.5を基準とする。
	b	a^1 又は a^2 のうち短いほうの $\frac{70}{100} \sim \frac{90}{100}$ とする。

表示方法は、次のいずれかによるものとする。

布板	白色の布に赤十字を染め出したもの若しくは白色の布に赤色の布で作成した赤十字を糸で縫い付けた布板を建造物等に展張して表示する。
表示板	木材、金属、合成樹脂等の板に白色及び赤色の塗料で標章を表示したものを建造物に掲げて表示する。
塗装	白色及び赤色の塗料で建造物の屋根、壁面等に直接標章を表示する。

別紙第6（第15条関係）

身分証明書の様式及び記載要領

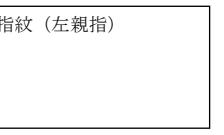
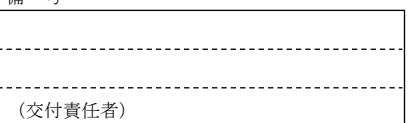
1 様式

(表)

 赤色 日本国防衛省 陸上幕僚監部 身 分 証 明 書 衛生要員等 <hr/> 氏名 <hr/> 生年月日 <hr/> 階級（級） <hr/> 認識番号 G <p style="margin-left: 20px;">この証明書の所持者は、次の資格において戦地にある軍隊の傷者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーブ条約により保護される。</p> <p style="margin-left: 20px;">(資格)</p> <p style="margin-left: 20px;">防衛省 陸上幕僚長</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 印 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> 発給年月日 証明書番号 </div>
--

規格：65×100 mm

(裏)

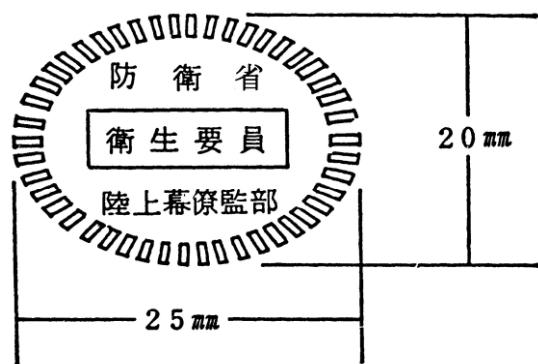
所持者の写真  <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; margin: 10px auto;"></div> 浮出印	署名  指紋（左親指） 			
身長 cm <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center; padding: 2px;">身長</td> <td style="width: 33%; text-align: center; padding: 2px;">眼の色</td> <td style="width: 33%; text-align: center; padding: 2px;">頭髪の色</td> </tr> </table>		身長	眼の色	頭髪の色
身長	眼の色	頭髪の色		
その他の特徴 				
備考  <p style="margin-left: 20px;">(交付責任者)</p>				

2 記載要領

- (1) 氏名 本人の氏名を記載し、該当する性別を○でかこむ。
- (2) 生年月日 該当する年号を○でかこむ。
- (3) 階級（級） 自衛官の場合は、その階級を「2佐」、「2尉」のように略記し、事務官等の場合は、適用する俸給表の種別と職務の級を「行（一）5」、「医（三）3」のように略記する。
- (4) 認識番号 事務官等の場合は、空欄とする。
- (5) 資格
 - ア 職種を衛生科に指定された自衛官は、「衛生科自衛官」と記載するものとし、医官又は歯科医官である衛生科自衛官については、さらにその専門科目に従って「（内科医官）」、「（歯科医官）」のように付記する。
 - イ 職種を衛生科以外に指定された自衛官及び行政職俸給表の適用をうける事務官等は、「衛生部隊等の管理専従員」と記載する。ただし、医師、歯科医師及び薬剤師の資格を有する事務官等で行政職俸給表の適用をうけている者については、次項に準じて記載するものとする。
 - ウ 医療職俸給表の適用をうける事務官等は、その特技（免許）の種別に従って「医師」、「歯科医師」、「診療放射線技師」あるいは「看護婦」のように記載するものとし、医師である事務官等は、その専門科目に従って「（内科）」、「（外科）」のように付記する。
- (6) 署名 本人に自署させる。
- (7) 指紋 左親指の指紋をもりように押す。
- (8) 眼の色 眼球の虹彩の色を記載する。
- (9) その他の特徴 本人の識別に役だつ特に著名な身体上の特徴を記載する。
- (10) 備考 備考欄には交付責任者の証明その他陸上幕僚長の指示する事項を記載する。
交付責任者の証明は、「昭………発行 職名印」のように記載する。

別紙第7（第19条関係）

浮出印の様式



別紙第8（第22条関係）

特別要員の身分の証明及び認証の記載要領

生年月日 DATE OF BIRTH			身長 HEIGHT	右示指 RIGHT INDEX
年	月	日生	cm	
血液型 BLOOD TYPE			体重 WEIGHT	左示指 LEFT INDEX
型			kg	
交付責任者 ISSUING OFFICER				
※ 補助担架員集合教育（3W）終了 特別要員に指定				
12.3.28 第1普通科連隊長 印				



(記載例)

(陸上自衛官身分証明書用紙裏面様式)

注：事務官等身分証明書への記載は、上記の例に準ずるものとする。